

2007年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>I. 市民の暮らしと福祉の充実</p> <p>1 負担感の強まっている市民生活に配慮し、家庭ごみの有料化や下水道料金など各種使用料、手数料など公共料金の引き上げは行わないこと</p>	<p>行政サービスに付随する各種使用料などは、受益と負担の公平性の確保と継続的な行政コスト削減努力などにより、その適正化に努めております。</p> <p>家庭ごみについては、9種類の分別、指定袋制度の採用など、ごみの減量化・再資源化事業を積極的に推進してきた結果、市民の協力により一定の減量効果を得ることができました。しかしながら、ごみ全体の8割を占める可燃ごみの処理には相当の費用と環境への負荷がかかっております。</p> <p>排出量に応じて処理経費の一部を負担していただく有料化は、不公平感の解消とごみ問題への意識が高まることで減量・リサイクルの促進効果が期待される制度であると考えております。なお、これにつきましては、全国の自治体の過半数が導入していますし、県内でも本市を除く全市町村が導入、または導入予定であります。</p> <p>また、合併前の各地域で異なる下水道使用料及び集落排水施設使用料については、合併協議会の調整方針で「段階的な負担調整を行い、平成22年度より合理的な料金体系を確立する。」ということが確認されております。これに従い、使用水量にあわせた従量制に一本化し、人頭制を廃止の上、平成19年度より段階的に改定を行い、平成22年度より同一の料金体系とする方針です。</p>	<p>環境下水道部</p>
<p>2 消費税の課税中止と食料品への非課税を国に求め、水道料金への転嫁はやめること</p> <p>・増税、負担増から市民の暮らしを守ること。増税分を低所得者等の負担軽減策に振り向けること。国に増税の中止を求めること。</p>	<p>国の動向を見ながら対応することとします。</p> <p>平成19年度から税源移譲や定率減税の廃止により個人住民税は増収となるものの、地方では未だ景気回復には至っておらず法人市民税や固定資産税（償却資産）の減収傾向は継続しております。さらに、地方交付税の減額も見込まれており、鳥取市の厳しい財政状況に変わりはなく新たな負担軽減措置を講ずることは困難です。</p>	<p>総務部</p> <p>総務調整監</p>
<p>3 介護保険制度の見直しにより、負担増となった施設利用者の滞在費、食費に対し、軽減措置を拡充すること</p>	<p>平成17年10月から介護保険制度の見直しにより、施設利用者の居住費及び食費が介護保険給付の対象外となりました。これは、在宅で介護を受けている方は居住費、食費とも自己負担しているが、施設入所の場合には介護保険から給付されるのは不公平という考え方からです。なお、低所得の方には施設利用が困難とならないよう、所得に応じた三段階の利用負担段階を設け、その段階ごとの負担限度額までを自己負担とし、残りの基準額との差額は介護保険から給付されるといった対策が、介護保険制度自体に講じられており、これ以上の本市独自の軽減措置は実施することは考えていません。</p>	<p>福祉保健部</p>

2007年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>・軽度要介護者の介護ベッド、車椅子の取り上げを中止すること。</p>	<p>要支援1と2及び要介護1といった軽度者に対する福祉用具の貸与については、制度の見直しにより基本的には保険給付の対象外となりました。ただし、軽度者の方が一律に給付対象外になるというのではなく、認定調査において特殊寝台にあっては「日常的に起き上がりが困難である」あるいは「日常的に寝返りが困難である」方など、その状況に応じて真に必要であると判断された場合については、引き続き給付の対象とされております。また、車椅子の場合で「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる」方については、担当のケアマネージャーの判断により、対象となる場合があるとされています。現在のところ特にトラブルもなく、適切に運用されていると思っておりますので、本市としては独自に特別な対応をする考えはありません。</p>	福祉保健部
<p>4 国保料の引き上げをおこなわないこと。国保料の滞納者への制裁措置をやめ、短期保険証を本来の保険証に戻すこと。</p>	<p>少子高齢化の急速な進行による医療費の増加、景気の低迷及び無職者や低所得者が多いという構造的な問題による保険料収入の減少により、本市の国保会計は毎年赤字決算が続いています。平成17年度決算においては単年度収支では3億円弱の赤字決算となっており、平成18年度についても赤字になるものと見込んでいます。このような厳しい財政状況の中で、伸びつづける医療費を賄うためには、保険料率を据え置くことは困難であると考えます。</p> <p>「短期被保険者証」は、保険料を滞納している世帯の被保険者証について、通例定める期日より短い期日を定めることができるものであり、その更新は通常窓口で行なうことにしていますので、滞納者と接触する機会が増え、保険料の収納については非常に有効なものと考えています。国民健康保険制度は「相互扶助」の社会保障制度であり、負担の公平性を維持するためには、「短期被保険者証」は必要であると考えます。</p>	福祉保健部
<p>5 後期高齢者医療制度を運営する広域連合は、住民が運営に参加しにくい制度である。民主的な運営をおこない、高齢者の所得実態に応じた保険料の認定をすること。</p>	<p>後期高齢者医療制度は、被保険者の運営参加について法的な位置づけはありませんが、被保険者の意見を聞く場は必要であると思っておりますので、今後広域連合の中で検討されるものと考えております。本市といたしましても実現に向け、働きかけていきたいと思っております。</p> <p>この制度は、国・県市町村からの公費：約5割、現役世代からの支援金：約4割、高齢者からの保険料：1割を財源として運営されることとなっています。保険料率の決定及び賦課については広域連合が行うこととされており、保険料の算定を行うにあたっては地域に実情を踏まえて決定されるものと伺っております。</p>	福祉保健部
<p>6 一般世帯と著しい格差の解消と生存権の保障のために、国に生活保護費の引き上げ、夏期手当の新設、老齢加算の復活、母子加算の継続を求めること。当面、独自の措置として、夏期手当、年末手当は一人5,000円に増額すること。</p>	<p>生活保護基準及び各種加算の改正につきましては、国において数値的な根拠の下に専門機関で慎重に審議、決定されたものであり、根拠数値を持たない自治体としては、要望することが困難であると考えます。</p> <p>また、独自の措置として支給している夏期・冬期見舞金は、各種事業・補助金等の見直しを行っている本市の厳しい財政状況の中であって、現行の支給基準の維持に努めているところであり、増額は困難です。</p>	福祉保健部

2007年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>7 障害者自立支援法に苦しむ障害者と家族を財政支援すること。</p>	<p>障害者自立支援法は、障害のある方の社会参加、自立した地域生活の推進を図るため、福祉サービスの体系を再構築するものであり、その方向で引き続き取り組むべきものと考えます。また同時に、制度を持続可能なものとするため、より幅広い層からの負担を求めることにされたものと考えており、やむを得ないものと思います。</p> <p>しかしながら、変化が急激だったため、利用者、事業者など多くの方々からの要望を受け、国において、利用者負担のさらなる軽減、事業者に対する激変緩和措置、緊急的な経過措置を実施することとなっており、時機を得た対応であると考えます。本市においては、今後も制度をよりよくしていくため、必要に応じて国、県への働きかけを行なってまいりたいと考えております。</p> <p>若草学園の利用者負担については、自立支援法の施行により低所得世帯を中心に負担が増大することから、本市では市民税非課税世帯について、独自の負担上限額を設けて負担軽減を図っております。</p> <p>なお、平成19年度から利用者負担の上限を現行の1/4に引き下げる制度改正が示されており、その改正を踏まえて対応します。</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>8 子育て世代の不安定雇用の問題や福祉制度の遅れ・後退があるなか、次世代育成行動計画と整合性を持たせながら、安心して子育てができる環境づくりと少子化対策を強めていくこと。</p>	<p>本市では少子化の流れを変えるため、「鳥取市次世代育成行動計画」に基づき、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めております。</p> <p>少子化対策は国の主要施策であり、また人口増加対策の柱でもありますので、国の方針とも整合性を図りながら、総合的な対策を推進してまいります。</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>1) 現行の保育料引き下げ措置は08年度以降も引き続きおこなうこと。</p>	<p>保育料は平成17年度から3才未満児は国基準の約70%、3才以上児は国基準の約80%に軽減しています。</p> <p>仕事と家庭の両立の支援策である保育料の軽減は、今後も国基準の改定も見ながら、対応していきたいと考えています。</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>2) 私立幼稚園就園奨励金の対象を国基準まで引き上げること。</p>	<p>私立幼稚園就園奨励費補助金は、平成18年に第4階層を引き上げました。補助対象の所得限度額の引き上げについては、定率減税の廃止の影響額等も勘案しながら検討したいと考えております。</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>3) 一時保育、延長保育、休日保育などの特別保育の充実を全市的に図ること。</p>	<p>特別保育を全園で一律に実施することは困難ですが、各園のニーズを把握しながら対応していきます。</p>	<p>福祉保健部</p>

2007年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>4) 学童保育の運営は行政が責任をもつこと。大規模なクラブに対しては早急に専用施設をつくり、児童数の適正化を図ること。また、対象年齢の拡大や保育時間の延長などに対して、市として援助すること。</p>	<p>本市では平成18年度において48小学校区中33小学校区で放課後児童クラブを開設しており、現在未設置校区のうち湖山小学校をはじめとする数校区で、保護者の方と連携しながら児童クラブの新設に向けた取り組みを進めています。開設にあたっては、設置場所や指導員の確保、運営にあたる保護者会の組織など様々な課題がありますが、今後も保護者と連携し市の責任のもとに準備の整った校区から順次開設していく計画としています。</p> <p>また、国では平成19年度より「放課後子どもプラン」を創設する方向で検討しており、この中で71名以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止する方針を打ち出しました。このため今後大規模クラブについては、その分割を含め規模の適正化を図る必要があり、その中で必要に応じ専用施設の建設についても検討していきたいと考えています。</p> <p>入級対象年齢を拡大するにあたっては、児童の健全育成上、慎重に判断する必要があると考えていますが、保育時間の延長については、開設場所の管理や指導員の確保等を含め、その対応は各クラブの判断に委ねています。また、これらの措置について必要となる財源は国県の補助制度を活用しながら、できる限り支援していきたいと考えています。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>5) 乳幼児医療費助成制度は、市独自の施策として、通院を就学前まで広げること。また、入院は小学生の入院費の一部を助成する制度を新設すること。</p>	<p>子育てに伴う医療費の負担軽減のため、鳥取県と市町村が協調して、特別医療費助成制度を実施しており、通院に係る医療費については、平成17年4月から助成対象年齢を4歳未満から5歳未満に拡大しており、入院に係る医療費については、小学校就学前までの小児を対象としています。県においては、平成20年4月から通院の対象年齢を拡大し、就学前まで引き上げる方針を示されたところであり、県とも協議を重ね、実現をめざしたいと考えています。なお、小学生の入院費の一部を助成については、厳しい財政状況にある中で、市独自で実施することは困難であると考えております。</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>6) 認定こども園は、現状の保育環境の低下を招き、保育料の負担能力で子どもたちの受ける保育に格差が生まれるなどの問題点があり、導入は慎重を期すこと。</p> <p>・ 就学前教育をすべての子どもに保障できる環境を整備すること。また、保育料は所得の実態に応じたものにする</p>	<p>保育園と幼稚園の機能をあわせもつ、「認定こども園」は従来の認可制度の枠組みの中で運用されるものであるため、本市にとって最も有利となる方法で実施できるよう検討しております。</p> <p>国の定める「保育所保育指針」は「幼稚園教育要領」がベースとなっており、基本的には整合性が取られております。</p> <p>現在策定中の「鳥取市保育基本方針」にも、幼保連携の視点を取り入れ、就学前教育の一貫性の確保に努めていきます。保育料についても国基準の改定も見極め、対応します。</p>	<p>福祉保健部</p>

2007年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>II. 教育の充実と施設整備の改善</p> <p>1 小・中学校の全学年で30人以下学級をすすめること。</p>	<p>きめ細かな指導や基礎学力の定着など、様々な教育効果が期待できる30人学級は、小学校1・2年生及び中学校1年生で今後とも引き続き実施する予定です。</p> <p>しかし、実施に当たって、県へ協力金を支払う方式になっている現状では、財政負担が大きいのも事実です。したがって、全学年での30人学級の実施のために、「標準法」の変更を県や国に要望しております。</p>	教育委員会
<p>2 改正教育基本法の具体化にあたっては、学校現場に混乱をきたさないよう、憲法に基づく教育行政を推進すること。</p>	<p>教育基本法の成立を受けて、今後、学校教育法、社会教育法などの関係法令や学習指導要領の改正及び教育振興基本計画の策定が行われ、教育基本法の目的や理念を具現化するための具体的な内容や方法が示される予定であります。</p> <p>今後の改正作業を注視し、的確な対応を行うことによって学校現場に混乱が起きないように努めてまいります。</p>	教育委員会
<p>III. 地元企業への支援と雇用確保</p> <p>1 小規模修繕等契約希望者登録制度の事業者の受注機会の拡大をすすめるため、契約金額の引き上げをおこなうこと。また、学校、公民館、福祉施設など公共施設を管理する担当課に対して、積極的な制度の適用・推進を要請すること。</p>	<p>小規模修繕等契約希望者登録制度は、平成17年1月から同年12月、平成18年4月から平成19年3月までの2年間でモデル事業として試行実施しており、試行実施後、2年間の実績等を検証し、契約金額の引き上げを含め、検討します。</p> <p>また、本制度については、関係各課へ周知徹底しているところであり、今後も積極的な活用が行われるよう、要請していきます。</p>	都市整備部
<p>2 「地元雇用の確保につながる」として企業立地促進補助金を創設しているが、最近、経営戦略が優先し、営業譲渡や派遣労働の増加がいわれている。誘致企業への補助金が雇用確保と拡大に役立っているかという点で、正規・非正規の雇用実態を調査すること、雇用拡大のために必要な要請をおこない、社会的な責任を果たすようにもめること。</p>	<p>本補助金は、本市における企業立地を促進し、産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図ることを目的としたものであります。</p> <p>補助金を交付するにあたっては、補助金の交付決定時に在職者の検査を行い交付しているところであり、また、交付を受けた日から10年間は、交付申請に係る事業を継続して営まなければならないこととしており、違反した場合は補助金の返還を命ずることができることとなっています。</p>	経済観光部

2007年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>IV. 安心できる住みよいまちづくり</p> <p>1 広域の可燃物処理場の建設計画は中止し、リサイクルの徹底と小型焼却炉への転換をもとめること。</p>	<p>平成9年当時、ダイオキシン類の問題が深刻化する中、国において「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が策定され、ごみ焼却施設のダイオキシン類対策として、施設の集約化・広域化が進められてきました。鳥取県東部15市町村においても、平成13年3月に「ごみ処理広域化実施計画」を策定し、第1工場（130t/日）、第2工場（240t/日）の2施設を建設するものとして、第1工場の建設候補地を八頭町（旧郡家町）と定め、地元交渉が行われてきました。</p> <p>しかしながら、第1工場の供用開始が大幅に遅れる中、既存の焼却施設の老朽化や地元との協定による稼働期限の到来、高速道路等のインフラの整備が促進されるなど、事業計画を総合的に見直す必要が生じてきました。このような中で、平成16年5月に「可燃物処理施設整備検討委員会」を設置し、これらの諸課題を検討した結果、平成18年2月に「鳥取県東部地域に建設する可燃物処理施設は、1施設とし、施設規模は概ね360t/日とすべきである。」との報告書が提出されました。この報告を受けて、同年4月に開催された鳥取県東部広域行政管理組合の正副管理者会議において、報告書の内容が承認されるとともに、河原町国英地区を建設候補地と定め、現在、地元関係者と協議を行っているところであります。</p> <p>ごみ焼却施設のダイオキシン類の排ガス基準は、大型炉ほど厳しい基準(*1)となっており、一定のごみ量を焼却する場合の大型炉と間欠炉数炉の総排ガス量は変わらないと仮定すれば(*2)、排ガス基準が厳しい大型炉で焼却したほうがより安全な処理方法であると言えます。また、広域化施設では、ごみを燃料として発電を行うことができ、余剰電力が活用できるなど、地球温暖化防止にも寄与することができますが、小型炉では発電できても施設内で消費する程度の小電力であり、余剰電力を発生させるまでには至りません。</p> <p>人間が生活する上で、どうしても発生するごみは厳しい排ガス基準のもと、地球環境にやさしい広域化施設において、適切に処理すべきであると考えています。</p> <p>また、リサイクルは資源の循環をもたらす一方で、過度のリサイクルは収集車両の増加に伴う二酸化炭素等の排出増や再資源化工場での電力消費、電力を造るための化石燃料の枯渇などをもたらすことにつながります。リサイクルの方法は、ごみ質や量、エネルギー効率、環境効率、経済効率を考えながら、マテリアルリサイクル（材料再生）とサーマルリサイクル（焼却・熱回収）をバランス良く選択すべきと考えるものです。</p> <p>なお、最も重要なことは、住民一人ひとりがごみの排出抑制に結びつくライフスタイルを確立することであり、それらの取組みに本市も最大限の努力をしていきたいと考えています。</p> <p>*1) 96t/日以上は0.1ng-TEQ/m³N、48t/日以上96t/日未満は、1ng-TEQ/m³N、48t/日未満は5ng-TEQ/m³N</p> <p>*2) 間欠式運転炉の立ち上げ、立ち下げ時の燃焼は、不安定な時間帯があり、不完全燃焼を引き起こすこともあり、24時間連続運転炉に比べ、総排ガス量は多くなることが想定される。</p>	<p>環境下水道部</p>

2007年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>2 市民の理解と協力で、ごみの減量化とリサイクルの対策をいっそう強化すること。これに逆行する可燃ごみの有料化は中止すること。</p>	<p>全国自治体の半数近くがごみの有料化を導入しており、その減量効果については、既に多くの自治体で有効であったことが実証されています。</p> <p>本市も有料化の導入に併せて減量効果を継続的に持続させるため、現在まで取り組んできた減量化・再資源化施策や、新たに取り組むレジ袋の削減運動など、市民との協働により、総合的な施策として推進していくことが重要と考えています。</p> <p>また、リサイクル率の向上については、「第8次鳥取市総合計画の実施計画」において、平成22年度の目標値を20%（17年度17.4%）と定めて取り組んでいます。住民説明会や広報活動等を実施することにより、一層の分別の徹底を図るなど、目標達成に向けた取り組みを強めていきたいと考えています。</p>	<p>環境下水道部</p>
<p>V. 同和行政の行政と人権施策</p> <p>1 同和対策は、行政による差別の固定化となる地区指定はなくし、一般対策にすべて移行し、公正な行政をおこなうこと。</p>	<p>地区指定につきましては、同和対策事業を推進していく上で必要であり、なくすることは考えておりません。また、特別措置法失効後5年経過することや本市の厳しい財政状況などを考慮し、①特別対策による事業は廃止し、一般対策へ移行して取り組むこと。②一般対策への円滑な移行を図るため、必要な施策については激変緩和措置も考慮すること。③人権・同和教育や啓発は、引き続き積極的に取り組むことなどを基本方針として策定する「第4次鳥取市同和対策総合計画」に基づき同和行政を推進していきます。</p>	<p>人権政策監</p>
<p>2 同和保育・同和教育は中止すること。人権教育・人権啓発は同和問題を中心とする内容や差別問題に偏重・矮小化させることはしないこと。</p>	<p>本市は、さまざまな講演会等の開催を通じて、同和問題、女性、障害のある人、子ども、高齢者、外国人の人権問題、元ハンセン病患者などの病気に関する人権問題、個人情報プライバシー保護の問題など、さまざまな人権問題に取り組んでおり、今後ともあらゆる分野の人権啓発を推進してまいります。また、平成18年度中に「鳥取市人権施策基本方針」を策定し、市政全般において人権の視点に立った行政を推進します。（人権推進課）</p> <p>人権教育につきましては、市民一人ひとりが人権尊重の精神の涵養を図り、人権が尊重された社会の実現に向けて自主的・主体的な取り組みができるよう、平成18年6月1日に「鳥取市人権教育基本方針」を策定し、人権教育の充実・発展の方向性を定め、人権教育を推進しています。今後もこの方針に基づき、様々な人権問題に取り組むものです。（人権教育課）</p> <p>保育方針につきましては、これまでの取り組みを検証し、平成18年度中に「鳥取市同和保育基本方針」を見直し、国の指針との整合性を図る「鳥取市保育基本方針」を策定します。（児童家庭課）</p>	<p>人権政策監 福祉保健部</p>

2007年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>VI. 住民が主人公の地方自治の確立</p> <p>1 市民サービスの向上と市民の声を市政に生かし、福祉・教育、介護、市民相談、地域振興などの職員体制を充実すること。</p>	<p>平成18年度の人事異動において、地域における介護・福祉に関する総合的な相談窓口機能や介護予防マネジメント機能を担う「地域包括支援センター」の鳥取地域、南部地域、西部地域の3カ所への設置、市民との協働の推進、自治基本条例の策定、自治連合会、コミュニティの充実などを所管する「協働推進課」の設置、総合支所の総括に関する業務を統合・所管する「地域振興室」の設置、相談機能と広聴機能の充実を図るための「市民総合相談課」と「市民総合相談窓口」の設置など、組織機構と職員体制の見直しを実施したところです。</p> <p>今後も、市民サービスの向上と市民の声を市政に生かすための組織機構づくりを、柔軟に進めて行きたいと考えています。</p>	総務部
<p>2 市政の市民参加と民主主義を確保するために、中山間地などの投票所とポスター掲示場を増設すること。</p>	<p>投票所については、平成18年4月の投票区域見直しにより、合併後の市域全体で投票区の区域の均衡と公平性を確保し、その後、交通の利便性がよくない地域の交通弱者対策として6投票区を増設し、現在の92投票区・投票所としております。今後においては、社会環境の変化の状況等を見ながら、投票区域について考えていくこととしております。</p> <p>ポスター掲示場について、その設置数は、公職選挙法及び政令により、投票区の有権者数及び投票区面積に基づいて、1投票区5か所以上10か所以内の基準により算定され設置するものです。しかし、特別の事情がある場合は総数を削減することができることとなっており、林野の多い地域では原則一集落一箇所とし、市街地においてはあまり近接しないように削減方針を設けております。今後においても、社会情勢、選挙運動のあり方等の状況の変化をみながら、設置場所の選定と併せて選挙の都度検討してまいります。</p>	選挙管理委員会
<p>3 まち・地域の崩壊と地方自治の後退となる道州制に反対すること。</p>	<p>現在、国において国と地方の役割分担について議論され、道州制における新しい政府像が検討されているところですが、いずれにしても、地方分権と道州制は、相互に関連する問題であり、地方自治の後退を招かないよう全国市長会、全国特例市連絡協議会等あらゆる機会を通して、国に対して地方の意見を十分反映するよう要望していききたいと考えています。</p>	総務部
<p>4 憲法改悪に反対し、第9条の平和理念、第25条の生存権確保、地方自治の確立など憲法5原則を厳守するようにもとめること。また、世界平和都市宣言と非核都市宣言の趣旨を生かし、被爆・戦争体験の継承、平和塔の伝承など市民参画による非核平和の行政を推進すること。</p>	<p>憲法改正については、適宜判断し、国へ要望してまいります。</p> <p>平成18年度には、非核平和都市宣言都市として非核平和思想の啓発のため、鳥取市非核平和都市宣言推進実行委員会を通して、鳥取市立中央図書館での原爆パネル展、市民折鶴運動、小中学校での非核平和講演及び市民団体による朗読劇の上演並びに小中学校への平和図書の贈呈、平和ビデオの購入を行いました。これからもこれらの啓発活動を継続して実施します。</p>	総務部